各府省の復興施策の 取組状況の取りまとめ -公共インフラ以外の復興施策(抜粋)-

(※基本方針5.(1)災害に強い地域づくり関係のみ抜粋)

平成23年11月29日 東日本大震災復興対策本部

―目 次― (基本方針の章立てに基づき整理)

5.	復興施策	
(1)災害に強い地域づくり	1
	① 高齢化や人口減少に対応した新しい地域づくり	2
	② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハード施策の総動員	15
	③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	④ 被災者の居住の安定確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(2)地域における暮らしの再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
` _	① 地域の支え合い ····································	54
	② 雇用対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
	③ 教育の振興 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	103
	④ 復興を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
	⑤ 文化・スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
		107
(3)地域経済活動の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
()	① 企業、産業、技術等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	145
	② 中小企業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	187
	③ 農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
	④ 林業······	212
	⑤ 水産業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	215
	⑥ 観光······	222
	⑦ コミュニティを支える生業支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	226
	③ 二重債務問題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	231
	② 二重度初回	237
	⑩ 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	258
	① 特工可能工作が1 の利用に建る工作が1 効率の同工① 環境先進地域の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	271
	① 境現元進地域の失気 ② 膨大な災害廃棄物の処理の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	283
	(1) 個人な父日先来物の処理の促進	200
(Δ)大震災の教訓を踏まえた国づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	286
(-	① 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	
	② 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進・・・・・・	306
	② 世界に開かれた復興 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	325
	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4) 社会的包括の美現と「新しい公共」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	363
	(a) 学後の災害への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	10/ 辰火に) 9 る子川調宜、火青川記杖で伝承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	400

(1)災害に強い地域づくり

①高齢化や人口減少等に対応した 新しい地域づくり

「東日2	本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	
節	(1)災害に強い地域づくり	内閣官房•内閣府
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 10 月

- ・地域再生制度の見直しに関して、全自治体向けに(アンケート)調査を実施。
- 参考となる取組について、個別の調査を実施。
- ※「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に加えて、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)においても課題とされた人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりを推進するため、地域再生制度の見直し等を位置付けられた。

当面(今年度中)の取組み

平成23年度に地域再生制度等の見直しを実施。

※ 地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)の附則では、「政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

中・長期的(3年程度)取組み

平成 24 年度以降、見直し後の制度に基づき地方公共団体において計画を策定。認定後、事業を実施。

期待される効果・達成すべき目標

見直し後、新たな制度に基づくものとして、

・ 地域再生計画の認定件数:50 件

を目標としている。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii) (略) 防犯、 (略) 安心・安全等に配慮 したまちづくり (略)など、東北の地が新しい地域 づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組 みを支援する。 (略)	平成 23 年11月

① 犯罪の起きにくいまちづくり等

被災した各市町村の復興計画に即して実施すべきと考えているため、各市町村における 復興計画の策定の動き等について被災県の警察を通じて情報収集している。

② 交通安全施設等の復旧

震災により滅灯した信号機を優先して交通安全施設等の早期復旧作業を実施している。

当面(今年度中)の取組み

- ① 犯罪の起きにくいまちづくり等(当面の取組段階) 被災市町村の復興計画を踏まえつつ、
 - 〇 公共空間における防犯設備の計画的配置の促進
 - 防犯性能の高い建物部品の普及促進等による個々の住宅、店舗等の防犯対策の推進
 - 警察と防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施等、防犯ボランティアの立上げ及び活動の支援

等の取組を実施する。

② 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階)

震災により滅灯した信号機を優先して交通安全施設等の復旧に努めるとともに、道路整備やまちづくりに合わせた交通安全施設等の整備を推進する。

中・長期的(3年程度)取組み

- ① 犯罪の起きにくいまちづくり等(中長期段階) 引き続き、「犯罪の起きにくいまちづくり等(当面の取組段階)」を実施する。
- ② 交通安全施設等の整備等(中長期段階) 引き続き、道路整備やまちづくりに合わせて、信号機のバリアフリー化、信号灯器のLED 化等の推進を含む交通安全施設等の整備を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

- ① 「犯罪の起きにくいまちづくり等」について 被災地における犯罪を抑止し、被災地から避難している住民が安心して帰還できるように する。
- ②「交通安全施設等の整備等」について

被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。

目標として、岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)の滅灯信号機については、街の復旧の遅れ等により当面復旧させないものを除き、平成23年中に主要交差点の復旧完了を目指す。

被災地におけるその他の交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 23 年11月

地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」についてはこれまで、平成 21 年度以降行われている調査の結果を踏まえ、課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示するとしているところ。

当面(今年度中)の取組み

東日本大震災及び原子力災害の発生後、地域の自然環境により生み出される 風力、太陽光などの再生可能エネルギーを活用する必要性が高まっているが、地域の視点に立てば、これを真に自立的な地域づくりにつなげていくための仕掛けづくりが重要である。このような観点から、被災地の復興に向け、住民参画やエネルギーの地産地消の促進などにより地域の自給力と創富力を高めていく「緑の分権改革」の取組を推進していく。

平成 23 年度第 3 次補正予算事業においては、東日本大震災により被災した地方公共団体におけるモデル的な取組の実証調査を行うこととし、委託先候補団体の募集、選定等を進める。

中・長期的(3年程度)取組み

被災地の復興に向けては、23 年度第3次補正予算事業の調査の成果等を踏ま えて取りまとめた復興のモデルを、被災地において展開していくことが必要である。

こうした観点から、24 年度においては、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築等を総合的に実施する。また、地域が主体となって改革に取り組んでいただけるよう、23年度から25年度までの3か年間、地方財政措置を講じることとしている。

期待される効果・達成すべき目標

多くの被災地域において、地域が主体となった緑の分権改革の取組が展開されることにより、自立的な地域の再生と被災地の復興につなげる。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)また、…再生可能エネルギー・省エネルギーに配慮したまちづくり…など、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。	平成 23 年 11 月

(独)科学技術振興機構低炭素社会戦略センターにおいて、気候変動問題に対応するため、二酸化炭素排出削減に係わる新技術の研究開発動向にも着目しつつ、環境エネルギー技術体系、産業構造、社会構造、生活様式等の相互連関や相乗効果の検討等を行うことにより、持続可能で活力ある低炭素社会の実現に向けた社会システム改革や研究開発の方向性の提示を目的とした社会シナリオ研究を実施。

<具体的取組>

- ・「日々のくらしのグリーン・イノベーション」(4 月)を開催し、シナリオ研究の方向を 提示
- ・太陽光発電、燃料電池等の技術シナリオの作成及び技術進歩を取り入れた経済・ 社会シナリオの作成に着手
- ・環境モデル都市の取り組みの調査・分析及び地方自治体とのネットワーク強化に 着手
- ・学会及び HP での研究活動状況の報告を実施

当面(今年度中)の取組み

これまでの取組に掲げた社会シナリオ研究を着実に実施。

中・長期的(3年程度)取組み

被災者や被災自治体と綿密にコミュニケーションを取り、復興・低炭素社会・高齢化 社会を考慮した復興シナリオ研究を推進する。

〈平成24年度概算要求〉

低炭素社会実現のための社会シナリオ研究

H24 概算要求額: 4.8 億円(H23 予算額: 3 億円)

期待される効果・達成すべき目標

復興シナリオを作成・提供することにより、東北復興と低炭素社会の実現に貢献する。

農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進							
「東日本	「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						
章	章 5 復興施策						農林水産省
節	(1)	(3)	(3)	(3)	(4)		
項	1	3	10	11)	2		作成年月
目	(ii)	(iii)	(ii)	(i)	(i)		平成 23 年 11 月

○ 地域におけるバイオマス、小水力等のエネルギー利用に向けた施設整備等を 支援。

当面(今年度中)の取組み

- O 被災地域の農山漁村において、再生可能エネルギーの導入可能性調査と供 給施設の整備。
- O また、農山漁村において食料生産や国土保全と両立する地域主導の再生可能エネルギーの導入を促進するための制度について検討し、平成23年度中に結論を得る。

中・長期的(3年程度)取組み

- 〇 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、農林漁業の振興 と農山漁村の活性化を一体的に進める。
- 再生可能エネルギーの技術開発を加速するとともに、6次産業化法に基づく計画的な取組に対する支援措置等の活用を通じて、災害に強く、エネルギー効率の高い、自立・分散型エネルギーシステム(スマート・ビレッジ)の形成に向けてモデル導入等を行う。

期待される効果・達成すべき目標

○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	
節	(1) 災害に強い地域づくり	国土交通省
	(3) 地域経済活動の再生	
項	(1)①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
	(3)⑨交通・物流、情報通信	
目	(1)①(ii)	亚世00年11日
	(3)⑨(ii)(イ)	平成23年11月

・東日本大震災の被災地域における生活交通を支えるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業を活用して、被災地域におけるバス交通の確保・維持の取組について輸送量等に係る補助要件の緩和などの特例措置を講じることにより支援しているところ。

当面(今年度中)の取組み

- ・本事業の特例措置による取組みの周知・開始以降、活用見込み地域の増加、補助見込額の増加等が生じたため、追加の補助額が必要となったことから、平成23年度第3次補正予算において、被災地域の幹線バス交通の確保・維持に必要となる8.1億円を計上したところ。
- ・また、引き続き、被災地域における生活交通の適切な確保・維持を図るため、平成24年度概算要求において、復旧・復興経費として25.7億円を要求しているところ。

中・長期的(3年程度)取組み

- ・被災地域における復興の進捗、まちづくりに対応した、生活交通の確保・維持について、本事業の特例措置等を活用しつつ支援を行う。
- ※特例措置の期間:5年(調査事業については3年)

期待される効果・達成すべき目標

・被災地域における県、市町村又は協議会により計画された生活交通バス路線の 維持率・・・平成 23 年度~27 年度 : 100%

「東日本ス	大震災からの復興	府省名				
章	5 復興施策	5 復興施策				
節	(1)	(3)	(4)			
項	1	10,11	1,2	作成年月		
目	(ii)			平成 23 年 11 月		

これまで、地球温暖化対策の一環として、省エネルギーの推進のための対策や、 再生可能エネルギーの導入のための対策を講じてきたところ。これらの施策は、東 日本大震災後の電力需給逼迫の解消や、災害に強い自立・分散型エネルギーの 普及にも資する。

主な具体的な施策内容は以下の通り。

- 1. 環境先進地域の実現
- 〇都道府県等において基金(グリーンニューディール基金)を造成し、地域の実情に応じ、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー導入等、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の関係事業等を支援してきたところ。
- 2. エネルギーの革新的技術開発の推進
- 〇地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、エネルギー起源二酸化炭素排出量削減に寄与する技術開発等について、委託・補助を実施してきた。
- 3. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等
- 〇小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、小規模地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギー施設・設備を率先的に導入する事業を支援してきた。
- 〇家庭エコ診断推進基盤整備事業では、家庭部門の省エネルギーの推進のため、関心を行動に結びつける家庭エコ診断を試行的に約 1700 件実施した。
- O002 削減ポテンシャル診断事業において、希望する企業に対し、即効性と経済性の高い CO2 削減対策の提案を含む診断事業を実施。
- 〇家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリース という手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及を促進。
- 〇カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業では、再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策プロジェクトにおけるオフセット・クレジット創出支援を通じた温室効果ガス削減を実施。

当面(今年度中)の取組み

当面の電力需給対策としては、これまでの予算措置や、今夏に行われた各主体による節電努力に加え、第3次補正予算においてさらなる対策を追加することにより 一層の省エネ設備投資や再生可能エネルギーの導入拡大が必要。

主な具体的な施策内容は以下の通り。

- 1. 再生可能エネルギーの利用促進
- 〇次年度から、風力発電施設等に係る環境影響評価に係る基礎的な情報整備・ 提供を行うため、今年度はデータベースの仕様等についての予備的な検討並びに 対象エリア選定に当たっての基準及び手法の検討等を行う。

2. 環境先進地域の実現

〇グリーンニューディール基金制度を活用し、東北の被災地等において、非常時に おける避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生 可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

〇地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入により自然環境及び社会環境での悪影響を克服する技術開発等について、委託・補助する事業を継続。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

- 〇再生可能エネルギー地域推進体制構築事業では、地域の住民等が参画した協議会活動や活動の核となるコーディネーター等の育成を通じた、地域主導型の再生可能エネルギー事業計画策定を支援。
- 〇小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、再生可能エネルギーや 省エネルギー設備を導入する際に必要な費用の一部を補助する。
- 〇家庭エコ診断推進基盤整備事業では、引き続き、診断のための専用ソフトの開発、効果検証のため約 6000 件の診断の実証実施等を行う。
- 〇002 削減ポテンシャル診断事業では、東日本大震災による電力需給ひつ迫を 踏まえ、CO2 削減対策に、節電対策の提案を加えて事業を継続。(大規模事業所 及び中小規模事業所計 300 社程度で実施予定)
- ○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及促進を図る。
- 〇カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事

業では、地方発力一ボン・オフセット認証取得やカーボン・ニュートラル試 行事業などクレジット活用促進のための事業を展開しながら事業を継続。

中・長期的(3年程度)取組み

平成 24 年度以降の予算(概算要求)で実施する対策につき、来年以降の主な事業概要は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

〇風力発電等の立地ポテンシャルが高い地域から優先的に、環境影響評価手続に活用できる既存情報を収集・整理するとともに、モデル地域において現地調査等を行うことにより、動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理し、これらの情報についてデータベースの整備及び提供等を行うことで、環境影響評価手続の迅速化を図り、風力発電等の事業化活動を促進する。

2. 環境先進地域の実現

〇再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの 導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めるため、グリーンニューディール基金制度を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域 の防災拠点等に対する再生可能エネルギー等の導入やそのための計画策定を行う都道府県等を支援する。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

〇地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成24年度は、先導的 分散エネルギーシステム技術開発領域を新たに設置し重点的に実施する。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

- 〇地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、平成 24 年度は国立公園や港湾内の地区を重点的に支援する。
- 〇小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、平成 24 年度は東北電力、東京電力管内等電力需給環境が厳しい地域における取組を優先する。
- ○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、地域に根ざした主体、民間企業等が自立 的に家庭エコ診断を実施するための、公平性、中立性を確保したルールを確立す る。
- OCO2 削減ポテンシャル診断事業では、企業規模に合わせてメニューを用意する

ことで、診断後の対策実施率を高めるなど事業の改善を行いながら継続予定。

- 〇HEMS利用によるCO2削減試行事業では、約4千世帯の HEMS を設置家庭からの集積データを蓄積するサーバーを開発し、リアルタイムのエネルギー使用量の情報とピーク電力時の価値変動や家庭の節電状況を考慮したインセンティブ付与による、家庭での CO2 削減・節電スキームの効果検証を行う。
- 〇次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、民生部門において、個別機器の管理・遠隔制御が可能な仕組みの導入の検証を行う。
- 〇エコ賃貸住宅 CO2 削減実証事業では、賃貸住宅のネット・ゼロエネルギー(ゼロエミッション) 化を加速するため、実測調査等から標準の光熱費に相当する値を推計し、情報提供を促進することで、環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上につなげる。
- 〇病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、医療施設又は福祉 関連施設へのガスコジェネレーションシステムの導入を継続して支援する。
- 〇家庭·事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ·省エネ機器の普及促進を図る。
- 〇カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業では、カーボン・オフセット、カーボン・ニュートラルへの支援を拡大し、地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入によるオフセット・クレジットの活用促進を重点的に実施する予定。

期待される効果・達成すべき目標

平成 23 年度予算、第3次補正予算及び平成 24 年度以降の予算(概算要求)で実施する対策につき、その期待される効果及び達成目標は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

〇風力発電所等の設置事業等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の提供等を通じて、適正な環境配慮を確保した風力発電所等の着実な導入という効果が見込まれる。具体的には、風力発電施設の環境基礎情報を5年間で約1,000km2(約1,000万kW分に相当)整備することにより、2020年までに約1,000万kWの風力発電施設の導入へつながる。

2. 環境先進地域の実現

〇地域主導の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型の エネルギー供給システムの導入を、復興のまちづくりとともに加速的に推進し、災 害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強 く環境負荷の小さい地域づくり」を目指す。

- 3. エネルギーの革新的技術開発の推進
- ○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成 24 年度の概算要求 額をベース計算した場合、新たな CO2 排出削減見込量は 1700 万 t-CO2/年(2020年)と推計している。
- 4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等
- 〇地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、地域の特性に合った事業化計画が策定されるとともに、導入ポテンシャルや事業採算性に関する情報整備・発信を通じて、大きな CO2排出削減が達成される。
- 〇小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、事業実施による CO2 排 出削減量を年間 3,000t と想定している。
- 〇家庭エコ診断推進基盤整備事業を通じ、家庭部門の実効的な CO2 削減・節電対策を促進する家庭エコ診断の推進のための基盤整備を行う。
- 〇002 削減ポテンシャル診断事業では、大規模事業所及び中小規模事業所計 300 社程度の診断を行うことで、246 千t-CO2 程度の削減を見込んでいる。
- 〇HEMS利用によるCO2削減試行事業では、HEMS や見える化機器の市場創出による価格低下と機能改善が期待される。
- 〇次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、エネルギー使用状況の「見える化」、削減アドバイスや他世帯との比較に係るリアルタイムの効果的な情報提供、価格メカニズムを活用したインセンティブ施策及び家庭に対する負担のないより効果的なエネルギー制御方策の確立が期待される。
- 〇エコ賃貸住宅 CO2 削減実証事業では、エコ賃貸住宅への入居を促進し、不動産価値への環境価値の反映を推進する。
- ○病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、事業実施(150 施設×125kWを整備)により、年間 27,000t の CO2 排出削減量が見込まれる。
- 〇 家庭・事業者向けエコリース促進事業は、様々な機器を対象としていることから、省エネ効果を定量的に示すことが困難だが、経済効果として、約 650 億円の低炭素機器の設備投資、約 2,000 人の雇用創出を見込む(平成 24 年度)。
- 〇カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業では、369,930t-C02の削減見込みに加え(平成24年度)、都市部の企業等の資金をプロジェクトを行う地域の農林業や中小企業等に還流させることで地域活性化にも資することが期待できる。

「東日本ス	大震災からの復興の基本な	府省名	
章	5 復興施策	環境省	
節	(1)	(3)	
項	1	11)	作成年月
目	(ii)		平成 23 年 11 月

なし

当面(今年度中)の取組み

東北地方において、自治体、事業者等が連携して、使用済小型電気電子機器からレアメタル等を徹底回収する社会実験を実施。

中・長期的(3年程度)取組み

東北の地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。

自治体、事業者等が連携して、製品プラスチック・食品廃棄物等の収集・リサイクルやびんのリユースに取り組む実証事業を実施し、東北地方における循環型社会の拠点づくりを促進。

期待される効果・達成すべき目標

小型電気電子機器のリサイクル等を通じ、復興に際し廃棄物や循環資源などの 静脈側の地域資源を最大限に活用することにより、東北地方を最先端の静脈ビジ ネス拠点とする。

②「減災」の考え方に基づくソフト・ ハード施策の総動員

「東日本ス	府省名	
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び	
	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動	作成年月
	員 及び ⑤今後の災害への備え	
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 23 年 11 月

津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。

当面(今年度中)の取組み

今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。また、津波防災地域づくりに関する法律案の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を国土交通省と共同で検討している。これらをもって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。

また、災害時の津波警報、避難勧告等の災害に関する情報を個人レベルまで迅速・的確に伝達するシステムのあり方について、検討を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。

期待される効果・達成すべき目標

津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動	作成年月
	員	
目	(ii)(ホ)被災時における支援活動に不可欠な幹線交	平成 23 年 11 月
	通網へのアクセス確保	

- ① 交通安全施設等の復旧【再掲 5(1)①(ii)】
- ② 信号機電源付加装置の整備等 信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進している。

当面(今年度中)の取組み

- ① 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】
- ② 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階) 引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。

中・長期的(3年程度)取組み

- ① 交通安全施設等の整備等(中長期段階) 【再掲 5(1)①(ii)】
- ② 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階) 引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

① 「交通安全施設等の整備等」及び「信号機電源付加装置の整備等」について 震災時にも、被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。

被災3県の滅灯信号機については、街の復旧の遅れ等により当面復旧させないものを 除き、平成23年中に主要交差点の復旧完了を目指す。

被災地におけるその他の交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの 状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要がある ため、現状で数値目標を定めることは困難である。

また、全国的な信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動	作成年月
	員	
目	(ii)	平成 23 年 11 月
	※災害に強い情報連携システムについては5(3)⑨	
	(iii)にも再掲	

- (ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
- ①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置(平成23年6月)し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行うこととしている。
- ②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 17年3月)に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、要援護者の避難支援対策として、関係省庁で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18年3月改訂)に基づき、市町村に対しては、「全体計画」等を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行う要請。
- ③避難勧告等の発令基準等に係る点検等について(平成 23 年 10 月 4 日消防 災第 319 号)により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護 者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。
 - (チ)無線の高度化について
- ①消防救急無線のデジタル化の推進

消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、技術アドバイザーの派遣や整備マニュアルの策定等を行っている。

②防災行政無線の整備促進

防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内(パンフレット)の策定等を行っている。

③東日本大震災により被害を受けた消防救急無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成23年度第一次補正予算において補助金(国庫2/3)として計上。

当面(今年度中)の取組み

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について 平成23年11月1日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況及び点検状況の フォローアップを実施。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の緊急整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化する。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。

また、多様な関係機関が保有する災害関連情報を一元的に管理し、テレビ・ 携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを 活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援する。

中・長期的(3年程度)取組み

- (ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
- ①東日本大震災を教訓とした津波防災訓練のあり方の検討 津波防災訓練について、東日本大震災を教訓とした実践的で具体的な訓練マニュアル及び訓練素材等の検討を行う。
- ②津波避難マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

(チ)無線の高度化について

- ①消防防災通信基盤の緊急整備 消防広域応援体制や情報伝達体制の強化を引き続き推進する。
- ②消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を図る。

③災害に強い情報連携システム

災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。

期待される効果・達成すべき目標

- (ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
- 〇全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り災害 時における人的被害の極小化を目指す。

(チ)無線の高度化について

- ○地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。
- 〇平成23年度中に、学校・病院等において防災行政無線の通信機の整備を行う。
- 〇消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。
- 〇地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディア を重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するため の仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国 展開を図る。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動	作成年月
	員	
目	(i)ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」に	平成 23 年 11 月
	よる「津波防災まちづくり」を推進する。	

研究開発成果実装支援プログラム「津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用 した津波防災啓発活動の全国拠点整備」における意識啓発・防災教育活動や、安 全・安心科学技術プロジェクト「住民・行政協働ユビキタス減災情報システム」にお ける災害情報共有システムの構築など、地域拠点における研究開発を実施すると ともに、当該成果の他地域への展開を目指した社会実装を推進している。

当面(今年度中)の取組み

「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集。平成23年5月12日、被災地域に実装する取組み(23年度内)として、6つの活動を採択し、事業を実施しているところ。

中・長期的(3年程度)取組み

24 年度概算要求として、「安全・安心な社会・都市・地域構築のための研究開発の推進」を要求。人的・複合的な種々の災害や環境変化に対して、強くしなやかに、かつ持続可能な形で対応できる社会を実現するため、自然科学と人文・社会科学を融合した実践型研究開発等を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害から迅速に回復し、減災につなげられるシステムが社会に構築されることが期待される。

実践型研究開発等の課題は、公募により決定し、課題例として、リアルタイム避難誘導システムの構築等を想定している。定量的な目標については、公募要領を作成する際に検討する。実施時期として、平成24~26年度にモデル地区を設定し研究開発を実施。平成27~29年度に研究開発成果の向上や適用地区の拡大を図る予定。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動	作成年月
	員	
目	(vi)速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な	平成 23 年 11 月
	調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、	
	体制の整備を行う。	

- 〇 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、文化庁から関係都県等教育委員会に通知(平成 23 年 4 月 28 日付)。
- 〇 被災県における当面の必要人員量が明らかとなったことから、本年9月末に文化庁から全国の都道府県等教育委員会に埋蔵文化財専門職員の被災地への派遣協力を要請(平成 23 年 9 月 30 日付)。
- 〇 被災3県・1市(仙台)の埋蔵文化財実務担当者で構成する「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を設置し、被災各県の埋蔵文化材発掘調査の方針や他都道府県からの派遣職員の具体的な受入れにあたっての課題の整理など、協議を行っているところ(第1回:7月 12 日、第2回:9月2日、第3回:10月 13 日)。

当面(今年度中)の取組み

- 〇 被災各県の埋蔵文化財発掘調査の方針等について、「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、引き続き調整・協議を行う。
- 被災3県等の迅速な埋蔵文化財発掘調査を支えるため、必要な人員を確保するため、調整・協議を行う。
- 〇 第3次補正予算において、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費の 補助について復興交付金の基幹事業として位置づけ。

中・長期的(3年程度)取組み

〇 被災3県等の迅速な埋蔵文化財発掘調査を支えるため、必要な人員・予算の 確保に努める(平成24年度概算要求において、埋蔵文化財緊急発掘調査について要求中(20億円))。 〇 被災3県と「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、密 な連携協力を図り、迅速な埋蔵文化財発掘調査体制の整備を行う。

期待される効果・達成すべき目標

- 〇 埋蔵文化財調査の体制整備の強化を実現し、被災地の迅速な復旧・復興と埋蔵文化財調査の実施の両立を図る。
- 〇 埋蔵文化財発掘調査を通じて、新たな文化財を確認、歴史的知見を得る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動	作成年月
	員	
目	(i) _* (ii)	平成23年11月

・今般の災害を受け、今年7月に社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において、「津波防災まちづくりの考え方」についての緊急提言が出された。これを踏まえ、ハード施策とソフト施策を組み合わせ、津波災害に強い地域づくりを推進するための、新たな法律案(「津波防災地域づくりに関する法律案」)を国会に提出した。

当面(今年度中)の取組み

・法案成立後は、できる限り速やかに施行するとともに、周知・活用促進に努める。

中・長期的(3年程度)取組み

・引き続き、全国における本制度の活用を促進する。

期待される効果・達成すべき目標

津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る。

③土地利用の再編等を速やかに 実現できる仕組み等

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	,+ 35 /b
節	(1)災害に強い地域づくり	法務省
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 23 年 11 月

- ① 津波等で土地の境界が不明となった地域における土地の境界の復元及び土地が不規則に移動した地域における登記所備付地図の修正を実施するため、当該作業を実施すべき地域を特定するための実態調査を宮城、福島及び岩手の各県において実施している。
- ② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために 必要な調査を実施している。
- ③ 宮城,福島及び岩手の各県において,登記特設相談所を開設している。

当面(今年度中)の取組み

- ① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正 を早急に実施すべき地域において、作業を開始する。
- ② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために 必要な調査を完了させる。
- ③ 宮城,福島及び岩手の各県において,登記特設相談所の開設を継続する。

中・長期的(3年程度)取組み

- ① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正 が必要な地域において、作業を実施する。
- ③ 宮城,福島及び岩手の各県において,登記特設相談所の開設を継続する。
- ④ 復興における建物の新築に伴い、申請された登記の処理を行う。

期待される効果・達成すべき目標

① 本事業により土地の境界を明確化することや、土地が不規則に移動した地域において、登記所備付地図を修正することにより、復旧・復興のために必要な道路の整備、住宅建設等のまちづくり事業を円滑に実施することができる。逆に、本事業が実施されないと、土地の境界が不明なままとなり、土地の取引等もできないため、復旧・復興事業に支障が生じることとなる。現在、実態調査を実施中であるため、具体的な数値目標

を示すことはできないが、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域が120平方キロメートル程度であれば、向こう3年間で作業を完了させることとしている。

- ② 建物の減失登記を迅速に行うことで、不動産に関する権利関係の整理が促進され、復興事業に有用なほか、被災者にとって新たな建物の建築・取得に有用であることから、平成23年度末までの完了を目指す。
- ③ 復興事業の本格化に伴い、土地の取引、建物の建築が急増し、それに伴う登記の申請も増加が見込まれることから、登記特設相談を継続することは、復興に資することとなる。相談に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、ニーズに対して的確に対応することとしている。
- ④ 今後の復興において増加が見込まれる建物の新築に伴う登記の申請について、登記の処理を適切に行うことは、復興に資することとなる。登記の事務処理に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、申請に対して的確に対応することを目指す。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)津波による被害等からの復興のため、一体となった 土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整 を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、 森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンス トップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣	平成 23 年 11 月
	旨から、地域における文化財の役割に留意しつつ、文化 財保護法の弾力的運用についても検討する。	

- 〇 東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知(平成23年3月25日付)。
- 〇 文化庁長官から宮城県知事に対し、宮城県において、復興と特別名勝松島の 保存管理の在り方に関する検討会の開催についての提案(平成 23 年 4 月 28 日:特別名勝松島視察)。
- 宮城県において、「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」を開催(平成23年6月21日:第1回開催、文化庁はオブザーバー参加、林政務官が出席)。
- 上記第2回検討会において、保存管理の在り方に関する基本方針の中間報告が取りまとめられた。

当面(今年度中)の取組み

〇 年度内に、「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」の最終報告が取りまとめられる予定。

中・長期的(3年程度)取組み

○「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」の最 終報告に基づいて、保存管理を踏まえた復興まちづくりへの支援を図る。

期待される効果・達成すべき目標

○ 史跡名勝天然記念物などの国指定等文化財の適切な修復を図るとともに、そ

の文化財的な価値を踏まえつつ、住民生活の速やかな復旧・復興に資する。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(1) 災害に強い地域づくり	国土交通省
項	③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)~(v)	平成23年11月

- ・岩手・宮城・福島県での現地説明会(7月)等において、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を周知徹底。
- ・土地利用再編を速やかに実現するため、東日本大震災復興特別区域法案(10月28日閣議決定。以下「特区法」という。)において、「復興整備計画制度」を創設。

<復興整備計画制度の概要>

協議会(市町村・県等で構成)における協議等を経て、市町村が作成(県との共同作成も可)した復興整備計画に基づく復興整備事業の実施に当たり、以下の特例措置を講じる。

- ① 事業の実施に必要な許可の基準の緩和(市街化調整区域に係る開発許可 の立地基準、農地転用許可基準)
- ② 許可・ゾーニング・事業計画に係る手続をワンストップで処理
- ③ 復興一体事業(住宅地と農地等の一体的な整備のための事業)の創設
- ④ 復興整備事業の実施の円滑化のための措置 等

当面(今年度中)の取組み

- ・特区法成立後、施行日(公布日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日)までの間に政省令等を整備。
- ・被災地域へ制度の周知徹底を図るとともに、各市町村による復興整備計画の策定を支援。

中・長期的(3年程度)取組み

・復興整備計画に基づく復興整備事業の実施を支援。

期待される効果・達成すべき目標

・復興整備計画の早期策定と復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を通じて、災害に強い地域づくりを実現。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	日上去译小
節	(1)災害に強い地域づくり	国土交通省
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成23年11月

- ・地図作成や測量の基礎とするために地球上の位置を測定した点(「基準点」)を通常設置するが、速やかな復旧・復興を図るために通常の基準点よりも密に「補助基準点」を被災地で設置する。岩手県陸前高田市と大船渡市では補助基準点を設置済みであり、宮城県名取市と岩沼市では設置中である。この4市以外では、補助基準点の効率的な設置のために、自治体による補助基準点の設置要望を踏まえ、被災地における既存の基準点の状況を調査済みである。
- ・また、被災地における土地境界の明確化を推進するため、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国が整備(「官民境界基本調査」)するほか、自治体による地籍調査の実施中等に地震により測量の成果がずれて利用できなくなっている地域では、自治体による再測量等(「地籍再調査等」)が必要であり、それに伴う費用の一部を負担することとしている。これらの取組が必要な地域について自治体の要望を調査した。

当面(今年度中)の取組み

・被災地における速やかな復旧・復興を図るために補助基準点を設置するほか、 土地境界の明確化を推進するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治 体による地籍再調査等に伴う費用の一部を負担する。

中・長期的(3年程度)取組み

・被災地における速やかな復旧・復興を図るために補助基準点を設置するほか、 土地境界の明確化を推進するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治 体による地籍再調査等に伴う費用の一部を負担することとしており、復興の進捗に 合わせてこれらを着実に行う。

期待される効果・達成すべき目標

【期待される効果】

- ・被災地に補助基準点を設置し、迅速な復旧・復興に貢献する。また、地籍調査の 実施済み地域で、この補助基準点等を活用し、地震によってずれが生じた登記所 備付地図を簡便に修正する。
- ・地籍調査の未実施地域で、地域の骨格となる官民境界の調査を実施し、後続の 地籍調査や復旧・復興事業の迅速な実施が可能となる。さらに、震災発生時に地 籍調査を実施中又は実施済みの地域において、自治体による地籍再調査等を促 進し、迅速な復旧・復興に貢献する。

【達成すべき目標】

・平成23年度補正予算により、震災前に地籍調査実施中であった地域等約200 kmにおいて、地殻変動により現在使用できなくなっている基準点等の機能を 回復するための検証測量や再測量等を実施する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	日上去这么
節	(1)災害に強い地域づくり	国土交通省
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組 み等	作成年月
	の寺	
目	(v)	平成23年11月

・被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)の土地対策担当部署に限り、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供。

当面(今年度中)の取組み

・引き続き、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供予定。

中・長期的(3年程度)取組み

・今後、復興に伴う投機的土地取引等が行われる可能性も否定できないため、当分の間、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を提供していく予定。

期待される効果・達成すべき目標

・登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災3県・政令市に提供することにより、復興に伴う投機的土地取引等を防止するための当該地方公共団体による土地取引の監視に資する。

④被災者の居住の安定確保

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④ 被災者の居住の安定確保、⑧ 二重債務問題等	作成年月
目	(ii),(i)	平成 23 年 11 月

- ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン運営委員会、平成23年7月15日)。
- ・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(8月1日)。
- ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を 補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使 用を決定(8 月 19 日閣議決定)。
- ・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(10月 26日)。
- 3次補正予算において、ガイドラインの周知・広報に係る経費として約2千万円 を措置。
- ・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関・農漁協等におけるリーフレット等の設置、仮設住宅等への入居者へのリーフレットの配布等の周知広報を実施。

当面(今年度中)の取組み

- ガイドライン運営委員会と協力し、引き続き、周知広報を実施。
- ・ 24 年度においても、引き続き被災された債務者の弁護士費用等を補助するため、必要な経費を要求。また、ガイドラインの周知・広報に係る経費についても要求。

中・長期的(3年程度)取組み

• ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。

期待される効果・達成すべき目標

- ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、債務返済が困難な被災者のガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が復興に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。
- ・ ガイドライン運営委員会において、週次で債務免除に向けて準備中の件数等 を公表。
- ・ なお、当該施策の定量的効果は民間当事者間の合意によるものであり、示すことは困難である。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	復興対策本部
節	(1)災害に強い地域づくり	厚生労働省
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(vi)	平成 23 年 11 月

- ① 第1回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(8/4) 応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理するため、関係省庁等をメンバーとするPTを設置。
- ② 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査の実施(8月中旬~9月中旬)
- ③ 第2回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(9/30) アンケート調査結果の報告、各県からの「寒さ対策」の進捗状況の報告等
- ④ 第3回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(10/21) アンケート調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅のハード・ソフト両面の課題 に対する今後の対応策として、以下の内容を提示。
 - ・ 「寒さ対策」、「バリアフリー対策」、「防火防犯対策」、「雨風対策」などハード面の改善については、追加工事が適切かつ着実に各団地で実施されるよう、実施状況について定期的にPTに報告を求めることとした。
 - ・ 「買い物支援」等をはじめとするソフト面の課題については、課題ごとに各 府省庁の取組を類型別に分類した上で、各県に示した。
 - ・ 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組として、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要であり、その課題解決に向けて入居者自らが主体的に動くため、各団地の自治会組織の立ち上げを進め、行政としても、サポート拠点の設置・運営など支援体制の強化を図ることとする。

当面(今年度中)の取組み

応急仮設住宅における「寒さ対策」をはじめとするハード面の改善のための追加 工事について、県からの報告により、団地ごとに進捗管理を行っていく。

その他の取組についても、復興対策本部と協力して、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、適切な対応を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

今後は、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方に基づき、各団地の自治会組織において入居者が抱える課題等の集約をし、自ら主体的に問題の解決を図られるよう、市町村を中心とした支援体制を強化する。

また、自治会組織では対応しきれない課題については、復興対策本部と協力して被災自治体、関係府省庁と連携を図り、課題の解決に向けて取組を行っていく。

期待される効果・達成すべき目標

応急仮設住宅のハード・ソフト両面の各課題に対応することで、居住環境等の改善が図られるものである。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(i),(v)	平成23年11月

・平成 21 年度補正予算(第1号)、平成 22 年度当初予算及び補正予算(第2号)、 平成 23 年度当初予算により、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。

当面(今年度中)の取組み

・東日本大震災の被災県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県) における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良 住宅の建設に対する補助を実施することにより、被災者の恒久的な住まいの確保 の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化を図る。

中・長期的(3年程度)取組み

・引き続き、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の普及・促進に取り組む。

期待される効果・達成すべき目標

- ・被災者の恒久的な住まいの確保の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化が図られる。
- 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 8.8%(注)→20%(平成 32 年)
- (注)認定長期優良住宅の供給が開始された平成 21 年 6 月から平成 22 年 3 月までの数値。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(ii)	平成23年11月

- ・(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資において融資金利の引下げ(当 初5年間は0%等)等の実施。
- ・(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置の実施。
- ・(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を実施。

当面(今年度中)の取組み

引き続き、上記の措置を実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

引き続き、上記の措置を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

・災害復興住宅融資等により、被災者の自力での住宅の再建等を支援。

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	中間中
節	(1)災害に強い地域づくり	内閣官房
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事 業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 10 月

各府省庁等に協力を仰ぎ、所管する分野における既存の専門家データベースを幅広く東ねた検索ポータルサイトを構築中(稼働時期:11月中旬予定)であり、被災地において必要な人材の確保をワンストップで探し出せるようにする。

当面(今年度中)の取組み

被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で 長期間を視野に入れ派遣する。

中・長期的(3年程度)取組み

来年度以降については、現行の制度における検証等を踏まえた上で、支援のあり方を検討。

期待される効果・達成すべき目標

被災地における復興の取組に対し専門家による支援活動や助言・指導を行うことで、復興の取組が効率的、効果的になり、復興のスピードが加速され、復興にかかる期間が短縮されることが期待される。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事 業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 10 月

被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への技術的支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。

- OPFI法改正法に関する説明会を、仙台市を含む全国9箇所で開催
- 〇専門家派遣による地方公共団体のPFI発注業務に対する支援に向けた検討
- 〇改正法の一部施行に向けた政令の制定、及び全面施行に向けた政令・府令の制定作業

当面(今年度中)の取組み

- 〇被災地の要望に応じ、被災3県でのPFI法改正法説明会の実施
- 〇被災地における PFI 事業の活用推進のため、
 - ・被災地の状況に応じたPFI専門家派遣
 - 民間側の参画意向等の整理

等の実施

- OPFI導入決定までの手続や事業者選定手続につき事務の簡素化(運用改善)の 検討に着手
- ○改正法全面施行に向けた政令・府令の制定、及び基本方針の策定

中・長期的(3年程度)取組み

PFI事業による震災復興の促進

→被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体におけるPFI事業の立ち上げ支援を検討する。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法の改正により創設された新制度の利用促進等を検討する。

期待される効果・達成すべき目標

被災地への支援等を通じて、PFI 事業規模については、2020 年までに少なくとも 約 10 兆円以上に拡大することを目指す(「新成長戦略」(平成 22 年6月 18 日閣議 決定))。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の 担い手等	作成年月
目	(iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 23 年 10 月

(各分野共通)

○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ(「被災者の多様なニーズに対応した支援について」)、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。

(男女共同参画)

- 8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。
- 8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。

当面(今年度中)の取組み

(各分野共通)

○ まちづくりは地方公共団体が行うものであることから、基本方針の当該趣旨に 配慮して取り組んでいただくよう、被災3県等に対し文書を発出する予定。

(男女共同参画)

- まちづくりに繋がるコミュニティビジネスを推進すべく、事例の周知を行う予定。
- ○「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に 震災枠を設け、要望に応じて、被災地の地方自治体、男女共同参画センター等 が実施する、まちづくりにおける女性の参画を進めるためのセミナーに専門家ア ドバイザーを派遣する。
- ○「地域における男女共同参画連携支援事業」に震災枠を設け、被災地の地方

自治体、NPO、企業、大学等が、ネットワークを構築し、男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくりやコミュニティの再構築等の課題の解決のために、検討会を開催し、成果の周知を図る。

中・長期的(3年程度)取組み

(各分野共通)

○ 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見てい く。

(男女共同参画)

- まちづくりにおける女性の意見反映がされているかについて、実態把握を行い、良い事例があれば、周知するなどにより、さらなる推進を図る。
- 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

期待される効果・達成すべき目標

まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担	作成年月
	い手等	
目	(ii)	平成 23 年 11 月

(復興支援員の配置について)

既存制度の「地域おこし協力隊」において、地方公共団体が3大都市圏等から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱し、概ね1年から3年以下の期間、各種の地域協力活動に従事してもらう取組を、特別交付税により支援しているところ。

(自治体職員の派遣について)

総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築し、人的支援をおこなっている。

当面(今年度中)の取組み

(復興支援員の配置について)

「地域おこし協力隊」制度を拡大し、都市部からだけでなく被災地域内外から広く 人材を派遣できるように、また活動年数も「地域おこし協力隊」の1~3年より長期 間活動できるように、新たな制度として「復興支援員」の配置について、特別交付税 措置を行う。

(自治体職員の派遣について)

土木職等の専門的な職種の職員を中心とした中長期的な職員派遣の支援を行っていく。

中・長期的(3年程度)取組み

(復興支援員の配置について)

被災地域の地方公共団体が、「復興支援員」を配置するに当たり、「地域おこし協力隊」等のノウハウを活かし、募集・研修・マネジメントの点でも、支援を行う。

(自治体職員の派遣について)

引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(復興支援員の配置について)

被災地に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む 人材を都市部の青年を含め、各地域から派遣し、コミュニティ再構築に向けた人材 面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図ら れる。

(自治体職員の派遣について)

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業 の担い手等	作成年月
目	(v)	平成 23 年11月

東日本大震災では、市町村の本庁舎そのものが津波により流出したり、原子力 災害に伴い本庁舎から退避をしなければならない事態が生じており、市町村役場 の機能の回復が喫緊の課題となっていることから、被災住民の支援の総合的な対 策組織となるため機能の応急復旧の必要性が最も高い市町村の本庁舎の応急復 旧や仮庁舎の整備にかかる経費について、平成 23 年度第1次補正において、国 庫補助制度を創設。さらに、第3次補正予算においても追加して予算措置。

当面(今年度中)の取組み

市町村行政機能応急復旧補助金の適切な執行を進める。

中・長期的(3年程度)取組み

市町村の復興の段階では、新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。

期待される効果・達成すべき目標

市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎機能の回復が期待される。

「東日本ス	大震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名
章	5 復興施策	ᄵᅑᅕᅕᅕᄲᄵ
節	(1)災害に強い地域づくり	経済産業省
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事 業の担い手等	作成年月
目	官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携(PPP)、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。	平成 23 年 11 月

_

当面(今年度中)の取組み

以下の事業を3次補正予算成立後速やかに実施出来るよう準備を進める。

- ①財務基盤見直しや経営改善、新規事業開拓、事業再編のためのノウハウ等を 提供できる民間投資家が個別に投資対象企業を発掘・選定した際に、中小企業基 盤整備機構が当該民間投資家による資金拠出にマッチングして、最大で民間資金 と同額の出資を実施することで、民間投資家の出資を促す。
- ②震災を契機に自己資本を毀損した企業のうち、経営基盤は温存されており当面の自己資本の充実さえ図れば民間金融機関からの更なる資金調達が見込まれ、将来成長の可能性が十分にあるものを対象に、指定金融機関(商工中金等)が金融検査上「資本」と認識される長期の劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの更なる金融支援を促す。

中・長期的(3年程度)取組み

平成24年度についても必要に応じて事業継続、追加の予算措置を検討。

期待される効果・達成すべき目標

各事業を通じた出資、融資等の総額。

- ①600 億円(民間投資家の出資を含む。)
- ②375 億円(民間金融機関からの金融支援を含む。)

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興 事業の担い手等	作成年月
目	(i)(iv)	平成23年11月

・被災した地方自治体の復興に向けた取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方自治体に提供するとともに、②被災状況や都市の特性、女性や高齢者等から幅広い意見を聴取し、地元の意向等に応じた復興のパターンを分析、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、市町村の復興計画策定を支援。

当面(今年度中)の取組み

・引き続き、上記の調査・検討を実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

_

期待される効果・達成すべき目標

被災状況等の調査・分析データ、復興パターンに対応した復興手法等の提供により、以下の効果を期待

- ・地方自治体の復興方針、復興計画の検討、策定の推進
- ・復興計画に基づく復興事業の早期実現

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担	作成年月
	い手等	
目	(ii)	平成23年11月

・津波被災市街地復興手法検討調査を実施し、被災自治体の復興まちづくりを支援してきたところ。

当面(今年度中)の取組み

・市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援し、円滑な復興まちづくりを推進するため、全国に存在するまちづくり専門家について、ワンストップとなる人材バンクを構築する。復興まちづくりにおいて人材バンクの求められる要件について検討を行い、システムの試作及び運用をすることで、人材バンクシステムの運営手順及び課題の検討を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

・地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。

期待される効果・達成すべき目標

・本調査で、今年度内に人材バンクの運用を開始し、運営手順の確立を行う。これにより、地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担	作成年月
	い手等	
目	(iii)	平成23年11月

震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を募集し、応募のあった案件から、以下の11件を調査案件として選定した。

- ・下水道の再建・維持管理・運営における官民連携手法の検討
- ・官民連携による長期避難者支援に関する検討
- ・官民連携による庁舎の復興に関する検討
- ・官民連携による復興まちづくり検討
- ・被災地復興のための官民連携による仮設コミュニティ形成検討
- ・官民連携によるマリンエリア復興計画の検討
- 官民連携手法を活用した津波避難モール整備手法検討
- ・港湾利用拠点施設の復旧・活用事業に適用可能な官民連携手法の検討
- ・官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討
- 官民連携による地域特性を踏まえた災害公営住宅等の整備に係る検討
- ・官民連携によるコミュニティ形成型の災害公営住宅等の整備手法に係る検討

当面(今年度中)の取組み

・選定した11件の調査案件について、実現可能性調査を実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

・地方公共団体等の取り組む官民連携手法を活用した震災復興の支援を検討する。

期待される効果・達成すべき目標

・被災地のニーズを基に、国土交通省において官民連携手法の課題整理等を行い、導入可能性調査を実施することで、震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進する効果が期待される。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復 興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④ (ii)	平成23年11月

・「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、東日本大震災の復興・再生に係る支援も含め、「新しい公共」の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う実証的な取り組みの支援などにより、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進してきたところ

当面(今年度中)の取組み

・中間支援組織が、被災地において、被災により低下している行政サービスの代行・補完の需要や支援に対する被災者のニーズと、支援活動を行おうとする地元企業、地縁組織、NPO等の団体とをマッチングし、事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策についても提案するコーディネート活動及びそのサポート等の事業の実施に要する経費を補助することによる、復興支援に資する行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動の促進など

中・長期的(3年程度)取組み

・東日本大震災からの復興に向け、志ある資金の地域内資金循環を支える仕組み の検討も含め、引き続き、「新しい公共」による地域づくりを促進する。

期待される効果・達成すべき目標

- ・被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進するとともに、中長期的には、多様な主体が地域づくりを担っていけるように、自発的な地域づくり活動を支える環境の整備など、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進する。成果目標(アウトカム)としては、以下の2つ。
- ①「新たな公」による地域づくり活動進展度(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合)が現状維持または増加
- ②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合)が現状維持または増加